

CONTENTS

文化庁月報

1994 **3** No.306

特集●日本の文化財を世界遺産へ

巻頭言 日本の世界遺産	記念物課	4
世界文化遺産の第一回登録を祝う	伊藤延男	16
世界自然遺産と天然記念物	花井正光	18
第17回世界遺産委員会に出席して	斎藤英俊	20

■インタビュー 世界遺産に登録されて		
法隆寺住職代行 高田良信		
姫路市長 戸谷松司 (聞き手・田中 琢)		8

都道府県のページ

ご存じですか? こんな文化財◎	
魚津埋没林、銅造男神立像	22
一度は行きたい博物館・美術館①	
朝倉文夫記念館	25

法人紹介～文化に息吹を～

新しい時代の劇団機構を目指して	
(財)現代演劇協会	28

ACA(Agency for Cultural Affairs) NEWS

・文化政策推進会議提言	32
・ガット・ウルグアイ・ラウンドTRIP交渉と著作権	33
・海外展報告「日本とヨーロッパ 1543-1929」	35
・史跡名勝天然記念物の新指定	37
・第40回文化財防火デー	40
●著作権法利用講座⑫	30
●文化財保護法発掘講座⑫	31
●芸術文化振興基金ニュース	46
●今月の国立劇場	47
●編集後記	48

イベント案内

「国宝法隆寺展」/奈良国立博物館	41
「文化庁月報」平成5年度総目次	42



「緑の巨人」(平成4年度文化庁賞上作品)
福田美蘭/作
ふくだ・みらん/昭和38年東京都生まれ。62年東京芸術大学大学院修了。同年、現代日本美術展佳作賞、平成元年安井賞展安井賞、3年インドトリエンナーレ金賞、6年VOCA展VOCA賞等、内外で受賞多数。展覧会への出品、個展の開催も多数。現在は無所属。

世界文化遺産の第一回登録を祝う

一
昨年十二月十日午前0時すぎ、日本の二つの代表的な建造物群である法隆寺と姫路城とが、世界遺産条約に基づいて、世界の文化遺産として登録されたことが日本国内に伝えられた。日本はこの世界遺産条約に昨年加盟したばかりであるのに、こんなに早々と二件が登録されたのは、たいへんめでたいことで、心からお祝い申し上げたい。

特に世界遺産条約の最終草案が作成される段階の昭和四十七年（一九七二）春に開催された政府専門家会議に出席した経験を持ち、以来二十年以上にわたりこの日の来るのを待ち望んでいた私にとっては、感慨ひとしおのものがある。

二
そもそも世界遺産条約の構想は、かつての米大統領ニクソン氏による。その内容は、文化・自然両遺産を合わせて、これを人類が守るべき世界遺産と位置付け、その保護のために国際的な基金を設立し、相互援助を行おうとするものである。米国は、初めこの条約を国連が作成することを望んだ。しかし文化遺産に関し既に長い経験を持つユネスコがこれに反発し、結局ユネスコが条約作成の任に当

たることになったのだと言われている。

この経過の裏には、強大な力を誇示しようとした当時の米国、そのユネスコ嫌い（現にその後米国は脱退したまま今日に至っている）、さらには国連対ユネスコの権限争い等々の噂もあった。しかし静かに考えてみると、自然遺産が今日ほど重視されていなかった当時とすれば、文化・自然両遺産を同列に尊重しようとする発想は、画期的な新しさを持っていた。

この構想実現のため、米国は条約成立にみなみならぬ熱意をあらわしていた。米国ばかりではない。世界各国もまたその意義を認めて積極的な態度を示していた。当時は世界二大超大国対立の時代であったが、一方の旗頭であったソ連でさえ、「かかる問題については東西の対立はありえない」と述べていた程であった。

三
日本においても、文化遺産を担当する文化庁は、この条約にたいへん前向きであった。顧みると、当時は文化庁が発足後間もない頃で、今日出海長官、安達次長等、最初からの首脳陣の時代であり、それだけに新しい発展への意欲が盛んであったといえよう。しかし



神戸芸術工科大学教授
伊藤延男

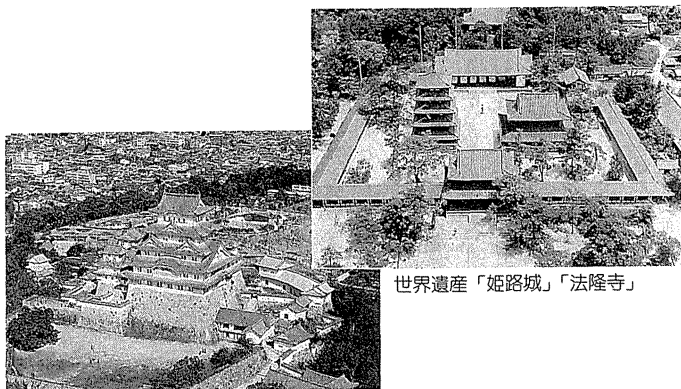
一方の自然遺産を司るべき環境庁は、当時全く音無しの構えであった。今から考えると、まだ環境行政が「文化的な」ことに及ばなかった時代だったから、それも当然かもしれない。国全体からみても、今日程財政が豊かではなかった。そんな全体的状況からの結論として、「趣旨は良いが、金のかかることは困る」というのが国全体の流れとなった。いかに専門家会議であっても、政府代表として出席するのであるから、政府の線に沿って行動することになる。結局私には、条約案に賛成の一票を投ずることができなかった。

四
今長官は、文人でフランス事情に詳しかった。「君ねえ、フランスには『復活祭でオーバーをしまう者はバカだ』という諺があるよ。」こんな粹な「出張命令」を受けて出発した私に、パリの春は寒かった。何しろ任務が前述の通りだし、私自身本格的な外遊ははじめてであり、英語もそれこそ「旧制高校以来」のもの、さらには、当時のパリでは今日ほど英語が通じない、といった時代であった。

そんななかで、約三週間、毎日ユネスコ本部の、あの有名なピカソの「描きかけの壁画」の前の会議室内で、条約を一条一条検討していったのであるから、かなり忍耐を要する日々であったことは間違いない。

五
条約の内容を要約すると、(一)加盟各国は重要な文化・自然遺産を登録する。(二)そのうちから保存が急務と考えられる物件のリスト、即ち「危機にある遺産のリスト」を作成する。(三)各国は一定の割合で分担金を拠出し、「世界遺産基金」を創設する。(四)これによりユネスコは、開発途上国等が自国の遺産保存に困難をきたした場合、援助する。というものであった。もちろん、条約であるから、その意義や実施方法、留意点等を述べた部分もたくさん付随している。

会議での問題点の第一は、登録について起こった。焦点は、自然遺産ならば世界共通の客観的基準があるかもしれないが、文化遺産にはそれがない、有り得ない、という点であった。この裏には、ユネスコ創設以来論争を重ねた結果容認されている「文化の多様性」という考えが込められている。だからユネスコの真のねらいは「危険リスト」の作成に向けられ、登録は、申請すれば通る、といった程度に考えられていたふしがある。



世界遺産「姫路城」「法隆寺」

第二の争点は、当然ながら分担金であった。ドイツ（西）代表が、「我が国は連邦制であり、文化は各州の所管であるから、国が分担金を出すには各州の了解を得なければならず、不可能だ」といった逃げ口上を長々と述べていたのが特に印象的で、各国いろいろ言いつ分があるものだと感じた。結局分担金は、条約で決めず、加盟国会議に於て定めるが、その上限はユネスコ分担金の1%を超えられない

六
こうして条約は、昭和四十七年（一九七二）秋の総会で採択された。議長は奇しくも日本の萩原大使であった。にもかかわらず、以後二十二年間、日本はこの条約に加盟しなかった。その間の経過はここに記す暇がないが、顧みると、私が出席した当時の国内状況を理解されるならば、そこに遅延の要因があることはお分かりいただけると思う。一方ユネスコの方針もかなり変化しようだ。登録に当たった審査の厳しさ、以後のモニタリングの実施等は、採択当時は考えてもみなかったことである。

七
しかしともかく、日本は二十二年間蚊帳の外にいたのであるから、現在のユネスコのやり方を早く理解し、協調の途をとることが大切であろう。法隆寺、姫路城は、木造建造物、木の文化の代表として選ばれたことは間違いない。又従来世界遺産が希薄であった東アジアの代表としても重要な位置を占めるものである。

条約加盟と登録で、日本は世界遺産の仲間入りをしたわけである。この上は、自国の文化財のみならず、他の開発途上国のものについても、大いに保存の協力を考えねばならない。

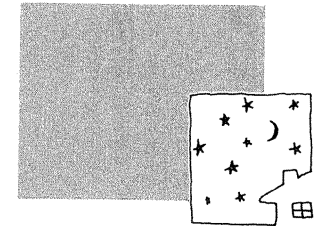
3月文化庁行事予定

- 2日・都道府県・指定都市文化行政主管部課長会議（都道府県会館）
- 10日・国語審議会総会（虎ノ門/パストラル）
- 17日・芸術選奨等授賞式（日本芸術院会館）
- 17日・芸術選奨等受賞記念パーティー（上野精養軒）
- 18日・文化財保護審議会（文化庁）
- 中旬・宗教法人審議会（未定）
- 下旬・松尾芸能賞授賞式（未定）
- 未定・著作権審議会使用料部会（未定）
- 未定・著作権審議会総会（未定）

●お知らせ

このたび諸般の事情により文化庁月報の定価を本年4月号から530円(年間購読料6,360円)に改定させていただきます。

今後とも、より一層の充実に努めてまいりますので、引き続き御愛読のほどお願い申し上げます。



文化庁月報 3月号(通巻306号)

平成6年3月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

電話03(3571)2126

営業所 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2

電話03(3268)2141 (代表)

振替口座 東京9-161番

印刷所—(株)行政学会印刷所

定価500円(本体485円)送料64円

年間購読料6000円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込み下さい。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株)ぎょうせい営業第一課宣伝係

電話03(3269)4145 (ダイヤルイン)

©1994 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

編集後記

つい最近まで「世界遺産」という言葉は我々に耳慣れない言葉でした。しかし我が国が世界遺産条約に加盟するまでに、世界各国の推薦を受けて三百件以上の文化遺産・自然遺産が既に登録されていきました。豊かな文化と自然に恵まれていることは決して他国に引けをとらない日本ですが、こと世界遺産への登録に関しては、これからというところです。

世界遺産に登録されることで日本の文化と自然が世界に知られる。これは、地元にとっても大きな意味を持つことです。世界遺産に登録されたらと知って訪れる人々は当然増えるでしょう。そうすると誰に見せても恥ずかしくないよう遺産を日頃から手入れしておく必要があります。他方、文化遺産については地域おこしの核として活用することも重要です。単に物としての遺産を見てもらうだけでなく、訪問する諸外国の人々に「日本へ来てよかった」と思ってもらうように街全体を豊かにしていく努力がこれからますます必要になってくると思います。(K)